

北九州地区労連ニュース

2026年2月号 No. 232

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

TEL 093-921-0747 Fax093-921-0284

メール k_oren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
あきらめなくて電話して下さい
秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

TEL093-921-0747

メール k_oren@kitakyushu-roren.sakura.ne.jp

大幅賃上げ実現の2026春闘に！

2月6日、北九州春闘共闘会議は、生涯学習総合センターで28人の参加で春闘共闘総会・学習会を開催しました。

総選挙では、自民党が安定多数を確保し、第二次高市政権が開始しようとしています。

自民党は、選挙公約で①強い経済で笑顔あふれる暮らしを、②地方が日本経済のエンジンに、③すべての世代の安心と次世代への責任など訴えています。

安達議長は、開会あいさつで「総選挙直前の総会。与党が3分の2の報道があるが、責任ある積極財政と言いつつ、医療や社会保障をカットする。10年前に安倍政権を追いつめたことを思い出し、闘う運動をつくる必要がある。賃上げも内部留保を積み上げる大企業から

取り戻す。長時間労働でなく労働時間短縮を実現する春闘を」と呼びかけました。

対話と学びあいで大幅賃上げをめざし、労基法解体阻止・社会保障拡充・平和憲法を守り発展させるために全力で取り組む春闘方針が全体の論議で豊かに確認されました。

◆労基法解体との闘い

学習では、渡邊福岡県労連事務局長から「労基法解体をゆるさない」と題して、労基研報告書のねらいと私たちの要求を学びました。

1980年代から働き方が、石油ショックで狂乱物価といわれる物価高騰を利用して経済団体は、春闘を押し返し「物価上昇の原因が生産性を上回る賃上げ」と決めつけ、「雇用の維持と称して定期昇給のみの賃上げ」で抑えつけた。労働者側も雇用と定期昇給が守られることで良しとした。

経営側は、さらに裁量労働制拡大をもくろんだが、長時間労働で命を亡くす事件が相次ぎなかなか進まなかった。2019年に働き方改革法案が出され、「新しい時代の働き方に関



する研究会」(以下、新時代研)が発足し、報告書を作成した。

新時代研報告書の問題点は、守るの対象として「健康確保」を強調するが、健康確保だけを守ることに矮小化されれば「所定外労働時間削減要綱」に示された、①創造的自由時間の確保、②家庭生活の充実、③社会参加の促進、④健康と創造性の確保、⑤勤労者の働きやすい職場環境づくり、という意義がないがしろにされる。

特に労使自治を軸に職場代表と使用者が合意すれば労働基本法を守らなくてもよい(デロゲーション)という「労使の集团的合意システム」を提起していることが問題。

全労連として、①デロゲーションの容易化反対、②労働時間規制強化、③休日制度、法定休日を特定・時期指定権の要件明確化、など求め運動を強化する、とまとめられました。

雨あがり

個人事業主は確定申告の準備と非常に忙しい時期に行われた解散総選挙。天候にも恵まれず、投票に向かう人は大変な思いをされたのではないだろうか。

選挙の影響で年度内での予算成立は難しく、物価高騰に苦しむ国民のことをないがしろにする選挙でした。投票率は前回の衆議院議員選を上回り、事前投票は過去最多をむかえたとのこと。高市首相が総理でいいのか問う選挙とのことでしたが、どのような政策を行うのか、国論を二分する政策を打ち立てるとのことですが具体的な内容については触れられないことはなく何のための選挙なのかよくわからないままに行われた選挙でした。

食品にかかる消費税を2年間の時限的な条件で0%にするとのことですが議論が始まるのは夏前。国民への税負担が重くのしかかる中、我々もすっかり税金に対する学習を深めていく必要がある。(大)



春闘其闘総公発言

◆国労北九州の水流さん

「春闘要求で7%2万1千円を要求。3月18日回答予定。他労組にも呼びかけ10項目を要求で署名を組合員の10倍を集約。博多空中都市プロジェクトで87億円の損失を出しても営業利益は5期連続増益。特急列車の減便の見直しで自治体から反発されている。福北ゆたか線で6面のワンマン運転を計画しているが、安全上問題がある。人員不足で年休が取れず流している実態を改善させる要求も出している」と報告。

◆福建労北九州の福重さん

「毎年春の3月4月、秋の10月11月を拡大月間として、組合員宅を訪問。困りことや福建労の魅力を伝え、仲間の紹介をお願いしている。昨年12月に最高現勢に到達したが、不況や高齢化で事業廃止の仲間もいる。団結の力で拡大と賃上げに取り組む」と決意をのべました。

◆健和会労組の瀬口さん

「コロナ禍以降も医療現場は、人員不足が続いている。医療従事者の賃金は、他産業に比べ取

り残されている現状。医療・介護で倒産も過去最高。昨年の春闘では、ベースアップを勝ち取ったが、昨年を上回る賃金改善をめざし、全員参加の運動をめざす」と春闘の取り組みを話しました。

◆JMI-TUの道下さん



「デロゲーションの話があったがTLSで進められようとしたことを報告する。36協定に関する貼り紙が会社に貼られていた。運転手が15時間働いてよいの内容で協約を結ぶ、荷主であるトリアルカンパニー（上部会社）が一括で結ぶことになっていた。代表労働者は組合員で知らなかった。大騒ぎになって会社に抗議し、回答を求めて

◆全教北九州の大島さん

「教職員の給与に関する特別措置法が改正され、10%への引き上げが6年で10%になる予定。しかし、残業手当は出さず、定額はたらかせ放題は、放置されたままです。また、義務教育等教員特別手当を全員から約0.5%減額し、それを原資に担任手当が新設され、担任以外につかない、特別支援校の担任にもつかないと差別的な手当でもあります。特別支援の加算も減額させるなど納得できません。さらに主務教諭という職階が新設され校長まで6階級となり、管理教育が強められています。管理教育に反対し、教員を増やすことや少人数学級実現の運動をすすめます」と改題と運動を報告しました。



原発をゼロに！

1月30日、さよなら原発北九州は、小倉駅でスタンディングによる「原発なくそう」の行動を行いました。

東日本大震災と東電福島原発事故から15年が過ぎました。2051年までに廃炉完了を目指すとした政府と東電ですが、ロボットアームによる燃料デブリの取り出しは、今年度中の着手を断念するなど不透明なままです。

いまだ23000人あまりが避難生活を続けており、帰還困難地域では現在も高い放射線量が観測され帰還は見通せないままです。

しかし、政府は原発事故以降明記してきた「可能な限り原発依存度を低減する」としてきた方針から、昨年エネルギー基本計画を改定し、「最大限活用する」と原発回帰にかじを切りました。

◆3月8日

勝山公園図書館横に

九州電力も「次世代炉の新設を検討する」と昨年5月発表し、高市首相も支持すると表明しました。この原子力発電を「最大限活用する」方針には、安全性・コスト・廃棄物処理・



持続可能性の観点から多くの問題があります。

最終処分場がないことや玄海町では核のゴミを10万年も保管しなければならず、住民の未来に影響を与えることなど、佐賀県知事もすでに原発があることで様々なコストを強いられるおり「新たな負担は受け入れられない」との姿勢です。

青森県六ヶ所村の再処理工場燃料プールは、限界を迎えようとしています。

原発事故の起きた3月11日を忘れないよう、原子力発電に頼らない再生エネルギーの普及を大きく広げるために3月8日に勝山公園図書館横で12時50分から「さよなら原発北九州集会」を行い、14時から小倉駅までパレードします。みなさんの参加をまっています。

戦争前夜へ急加速!

1月31日、平和をあきらめない北九州ネットは、小倉生涯学習総合センターで第11回総会を開催しました。

世界では、2025年もロシアのウクライナ侵略、イスラエルのガザ侵攻、イラン攻撃など「戦争が日常」になっていきます。第二次世界大戦の惨禍を経て、戦争を違法とする世界の取り組みは、風前の灯火となっています。

トランプ大統領は、ベネズエラを攻撃し、大統領を拉致するなど無法の限りを尽くしています。

高市首相は、トランプ大統領の国際法違反に目をつぶり、宮崎えびの・熊本健康駐屯地への長距離ミサイル配備など日米同盟強化と称し沖縄・九州を戦場へと作り変えています。

運動方針では、「すべての戦争を止めるために当事国や、これに手を貸す国家に中止を求



める」「安保三文書の改定や非核三原則見直しなど憲法無視を打ち砕く」「そのため九州・沖縄を中心に各地の市民と連帯し運動を大きく広げる」ことが提起されました。

◆知りつながら、戦争止める

「戦争止めよう!沖縄・西日本ネットワーク」の池田運営委員が、現状報告を行いました。

大分中津市から参加した池田さんは、冒頭「日出生台の守り歌」「敷戸ミサイル弾薬庫設置に反対する、ミサイルは要りません」を歌声にのせて、訴えました。

ネットワークを昨年2月に結成したが、キャッチフレーズに「知りつながら戦争止める」を掲げ、沖縄や九州・西日本のそれぞれの地域の運動をつなげることをめざしている。政府に物申す交渉を実施、1月26日の2回目は、参議院議員会館で102人とオンライン338人の400人が参加した。

民生予算と防衛費の優先順位やミサイル配備のリスク情報開示義務、知る権利との整合性など追求してきた。矛盾点を引き出し、住宅密集地の弾薬庫が保安距離をたもっているかなど詰めて配備させない運動につなげたい、と話されました。

◆戦わない覚悟、九州・沖縄の軍事化に抗う

記念講演は、琉球新報の南彰さんでした。南さんは、新聞労連の委員長を務め、現職になったが、「市民の声を伝え2度と戦争させない為に、①メディアは権力の監視、②一つの方向に流されない、③多様な意見・立場を登場させ自由を守る、ことを新報経営者に言われた」と話し始められました。

高市首相の強引な解散・総選挙のなかで事実を伝える。台湾問題で質問した岡田氏が悪い、とネット記事が展開されているが、そもそも高市氏が2024年の総裁選の時、台湾有事を存立危機事態と発言したことを「過去の発言が不用意」と指摘し、抑制を求めたのに、武力行使発言をしてしまった。高市氏自身が危機と煽ってしまったのが事実。

辺野古にしても軟弱地盤で予算9割使っても、建設が進まない現実を見ても中止すべき。沖縄の負担軽減を言いつが、自衛隊基地は拡大し石垣島では、日米共同訓練をしないと説明したのに実施した。

対峙するには、主権者たる私たちが手をつなぎ課題を持ち合い政治が変質する中でネットワークをつくり、草の根を広げましょう、とまとめました。

対峙するには、主権者たる私たちが手をつなぎ課題を持ち合い政治が変質する中でネットワークをつくり、草の根を広げましょう、とまとめました。

16年に及ぶ日本航空解雇争議の現状

JALは、2010年の経営破綻に伴い、165名のパイロットおよび客室乗務員を解雇し、現在もJAL被解雇者労働組合(32名。略称JHU)との間で16年にわたる長期の争議を抱えております。この争議は、解雇された者の生活を深刻に脅かし、かつ司法や労働委員会が繰り返されるJAL側の不誠実な対応は、JALの企業イメージや社会的責任にも影響を及ぼしています

◆東労委JALの不法行為を認める

不法行為を認める

本年(2026年)1月15日に東京都労働委員会からJALに対し不当労働行為の救済命令が発出されました。同命令は、JALに対し、JHUとの真摯な話し合いを通じて早期解決を命じております。この命令を厳守し、JHUとの対話を積極的に進め、公正で円満な解決を図ることがJAL経営陣には求められています。ところがJALはこの命令に従おうとせずに中央労働委員会に再審査を申し立てました。

JALは、自社の「人権方針」において、国連の「ビジネスと

人権に関する指導原則」を尊重し、人権侵害の防止と救済に取り組むことを明記しております。

この方針に則り、争議の早期解決は、JALの持続可能な経営とステークホルダーへの責任を果たす上で不可欠と考えます。解雇された者への適切な補償や職場復帰に向けた誠実な対応が、JALの企業価値向上にもつながります。

JAL不当解雇撤回のたたかいは、組合つばしを許さず労働者の権利を守るたたかいであり、空の安全を守るたたかいです。

北九州争議団共闘は、引き続きJALの解雇撤回の運動に奮闘します。



労働法コラム 第131

不当労働行為・その(1)



黒崎合同法律事務所

横光 幸雄 弁護士

一、はじめに

労働者の団結権を保障するために、不当労働行為制度があります。労働組合法七条は、一号で差別待遇、二号で回交拒否、三号で支配介入、四号で労働委員会等での労働者の行為を理由とする差別待遇を列挙し、使用者がかかる行為をすることを禁じています。

二、差別待遇(一号)とは

(1) 使用者は①労働者が労働組合員であること②労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと③労働組合

の正当な活動をしたことのみならず、それ以外の理由で不利な取り扱いをしてはならないと規定されています。

労働者が組合活動した事実が存在した場合に、これを理由に使用者が差別行為をすることはできないということです。

(2) 労働者が組合員であることは

組合員については、産業別・職種別・企業別などいかなる種類の組合員であるかを問わず、また加入・結成しようとする労働組合にあっても同様です。

(3) 労働組合の正当な行為とは

労働組合の行為である、労働組合の会議、集会への出席、発言、決議参加、組合相互の連絡、宣伝行動をはじめ、団体交渉、争議行為への参加など労働組合の組合員としてのすべての行為が含まれます。個人の自発的行動も客観的に見て組合目的の実現のために組合員として行うのが当然だと判断すべき行為はもちろん含まれます。

また「労働組合の行為」である以上、労働組合の本来の目的以外の政治的・社会的な目的を有する活動であってもこれに含まれると解されます。

(4) 不利益な取り扱いとは
単に経済上の不利益のみならず労働者に仕事を与えないと

不当労働行為の審査

— 不当労働行為を正し、正常な労使関係へ —



〈注〉イラストは代表的な事例です。

か口をきかないなどの精神的不利益、共働き夫婦の一方を地方に転勤させるなどの生活上の不利益などすべてを含みます。その最たるものが解雇ですが、配転、転勤、出向、出勤停止、休職などもこれに準ずる不利益です。栄転させて管理職につかせることも不利益と解される場合があります。

に影響力ないし支配力を及ぼしている地位にある一切の者(法人の代表者だけでなく、支店長・部課長・親会社など)は、不当労働組行為の使用と考えられます。下請けや派遣労働者を受け入れていた企業などの管理職も当然使用者に該当します。

三、まとめ

使用者が差別待遇の不当労働行為をした場合、例えば解雇無効、地位保全仮処分などの司法手続による救済を求めることができるのは当然です。あわせて労働委員会に救済を申立て、迅速に救済命令を出してもらう方法も一案です。

★映画と読書のすゝめ

単行本：村田 英治(著)

「砂と器」と木次線

(ハーベスト出版)

「砂の器」は松本清張の名作ですが、映画化やドラマ化もされています。

「砂の器」はDVDも見られた方も多いと思いますが、地名の島根県「亀嵩」は記憶にあるかもしれません。

著者は島根県奥出雲町に生まれ、小学生の時地元の木次(きすき)線・八川駅で「砂の器」ロケに遭遇。

1988年、NHK入局。ディレクター、プロデューサーとして番組制作に携わる。が著作の動機。松本清張の推理小説は、かなり映画化されていますが、この「亀嵩」の名称も推理の対象になり、映画では丹波哲郎が扮する刑事は苦勞して捜査します。

映画の中で「本浦千代吉」と息子の「秀夫」(和賀英良)が放浪するシーン等は映画音楽と同時に進行し、涙なしにはおられないものになっています。

そんな意味でこの本の2人の第1の執着地「亀嵩」、どんな地なのかこの本を読むきっかけでした。